長野市公告第 421号

地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧について

地域農業経営基盤強化促進計画(案)について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画(案)の利害関係人は、縦覧期間満了の 日までに意見書を提出することができます。

令和7年10月17日

長野市長 荻原 健司

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧期間
  - 自 令和7年10月17日
  - 至 令和7年10月31日
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画(案)の縦覧場所長野市役所農林部農業政策課(所在地:長野市大字鶴賀緑町1613番地)
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画(案)に対する意見書について
  - (1) 提出先

長野市農林部農業政策課

- (2) 提出方法
  - 郵便又はファックスによることとし、電話での意見は受けられません。
- (3) 提出期限

令和7年10月31日

- (4) 意見書の処理方法
  - ア 意見書の内容は、公表することがあります。ただし、特定の個人を識別しう る個人情報が含まれる場合等は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
  - イ 意見書に対しては、個別の回答を行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を 公示する際に意見の要旨を併せて公示します。
- (5) 意見書の提出の際の留意事項
  - ア 個人の場合にあっては、住所、氏名及び連絡先を記載すること。
  - イ 法人にあっては、法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。
  - ウ 地域農業経営基盤強化促進計画の案以外に対しては、意見書を提出できない こと。